都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(抄) (平成12年東京都条例第215号、令和3年東京都条例第111号最終改正) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(抄) (平成13年東京都規則第34号、令和4年東京都規則第24号最終改正) 新旧対照表

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
第二章 環境への負荷の低減の取組	第二章 環境への負荷の低減の取組		
第二節の五 地域における脱炭素化の推	第二節の五 地域における脱炭素化の推		
進	進		
(開発事業者の責務)	(開発事業者の責務)		
第十七条の二 一の区域において一又は	第十七条の二 一の区域において一又は		
二以上の建築物の新築、増築又は改築	二以上の建築物の新築、増築又は改築		
(以下「新築等」という。)を行う事業(以	(以下「新築等」という。)を行う事業(以		
下「開発事業」という。) をしようとする	下「開発事業」という。) をしようとする		
者(以下「開発事業者」という。)は、当	者(以下「開発事業者」という。)は、当		
該開発事業を行う区域における脱炭素	該開発事業を行う区域における脱炭素		
化の推進について必要な措置を講じ、環	化の推進について必要な措置を講じ、環		
境への負荷の低減に努めなければなら	境への負荷の低減に努めなければなら		
ない。	ない。		
第三節 建築物に係る環境配慮の措置	第三節 建築物に係る環境配慮の措置		
( <u>建築主等</u> の責務)	(建築主の責務)		
第十八条 建築主等 (建築物の新築等を	第十八条 建築物の新築等をしようとす		
しようとする者(以下「建築主」とい	る者 (以下「建築主」という。) <u>は、当該</u>		
う。)並びに自らが定めた建築物の構造	建築物及びその敷地(以下「建築物等」		
及び設備に関する規格に基づく建築物	という。) に係るエネルギーの使用の合		
(以下「規格建築物」という。) を新た	理化、資源の適正利用、自然環境の保全、		
に建設する工事を業として請け負う者	ヒートアイランド現象の緩和及び再生		
(以下「建設請負事業者」という。) を	<u>可能エネルギーの利用</u> について必要な		

条例 (改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
いう。次条第一項において同じ。) は、	措置を講じ、環境への負荷の低減に努め		
同項に規定する指針で定めるところに	なければならない。		
<u>より、当該</u> 建築物及びその敷地(以下			
「建築物等」という。)に係るエネルギ			
ーの使用の合理化 <u>及び再生可能エネル</u>			
<u>ギーへの転換</u> 、資源の適正利用、 <u>生物</u>			
の多様性の保全、気候変動への適応並			
びに電気を動力源とする自動車に充電			
する設備(以下「電気自動車充電設			
備」という。)の整備(以下これらを			
「建築物等に係る環境配慮」という。)			
について必要な措置を講じ、環境への			
負荷の低減に努めなければならない。			
2 新築の建築物の購入又は賃借をしよ	_(新設)_		
うとする者は、当該建築物等に係る環			
境配慮について理解を深め、環境への			
負荷の低減に努めなければならない。			
(配慮指針の <u>作成等</u> )	(配慮指針の <u>作成</u> )		
第十九条 知事は、 <u>建築主等</u> が、当該建築	第十九条 知事は、建築主が、当該建築物		
物等に起因する環境への負荷の低減を	等に起因する環境への負荷の低減を図		
図るため、エネルギーの使用の合理化及	るため、エネルギーの使用の合理化 <u>、資</u>		
び再生可能エネルギーへの転換、資源の	源の適正利用、自然環境の保全及びヒー		
適正利用、生物の多様性の保全並びに気	トアイランド現象の緩和に係る措置に		
<u>候変動への適応</u> に係る措置について配	ついて配慮すべき事項、当該措置につい		

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
慮すべき事項、当該措置についての取組	ての取組状況の評価、エネルギーの使用		
状況の評価、エネルギーの使用の合理化	の合理化に関する性能の基準(以下 <u>この</u>		
に関する性能の基準(以下「省エネルギ	<u>節において</u> 「省エネルギー性能基準」と		
ー性能基準」という。) に適合するための	いう。) に適合するための措置、再生可能		
措置、誘導すべき省エネルギー性能基	エネルギー <u>の利用に係る措置に関する</u>		
<u>準</u> 、再生可能エネルギー <u>を利用する設備</u>	検討方法をの他の事項についての指針		
の設置等に係る基準(以下「再生可能工	(以下「配慮指針」という。) を定めるも		
ネルギー利用設備設置基準」という。) に	のとする。		
適合するための措置、誘導すべき再生可			
能エネルギー利用設備設置基準、電気自			
動車充電設備の整備に係る基準(以下			
「電気自動車充電設備整備基準」とい			
う。) に適合するための措置、誘導すべき			
電気自動車充電設備整備基準その他の			
事項についての指針(以下「配慮指針」			
という。) を定めるものとする。			
2 配慮指針は、科学的知見、技術水準そ	2 配慮指針は、科学的知見、技術水準そ		
の他の事情を勘案して作成するものと	の他の事情を勘案して作成するものと		
し、必要に応じて改定するものとする。	し、必要に応じて改定するものとする。		
3 知事は、配慮指針を定め、又は改定し	3 知事は、配慮指針を定め、又は改定し		
たときは、その内容を公表するものとす	たときは、その内容を公表するものとす		
3.	<b>వ</b> 。		
4 知事は、新築の建築物の購入又は賃借	_(新設)_		
をしようとする者が、当該建築物等に起			

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
因する環境への負荷の低減を図るため、			
当該者に対し、建築物等に係る環境配慮			
に関する情報の提供を行うものとする。			
(配慮指針に基づく環境配慮の措置)	(配慮指針に基づく環境配慮の措置)	(特定建築物の <u>規模等</u> )	(特定建築物の <u>規模</u> )
第二十条 規則で定める規模以上の建築	第二十条 規則で定める規模以上の建築	第九条 条例第二十条に規定する規則で	第九条 条例第二十条に規定する規則で
物(規則で定める種類の建築物を除く。	物(以下「特定建築物」という。)の新築	定める規模は、建築物の新築又は改築の	定める規模は、建築物の新築又は改築の
以下「特定建築物」という。) の新築等を	等をしようとする者(以下「特定建築主」	場合にあっては延べ面積が、建築物の増	場合にあっては延べ面積が、建築物の増
しようとする者(以下「特定建築主」と	という。) は、当該特定建築物及びその敷	築の場合にあっては増築部分の延べ面	築の場合にあっては増築部分の延べ面
いう。) は、当該特定建築物及びその敷地	地(以下「特定建築物等」という。) につ	積が、二千平方メートルであることとす	積が、二千平方メートルであることとす
(以下「特定建築物等」という。) につい	いて、配慮指針に基づき適切な環境への	る。	<b>ప</b> 。
て、配慮指針に基づき適切な環境への配	配慮のための措置を講じなければなら	2 条例第二十条に規定する規則で定め	_(新設)_
慮のための措置を講じなければならな	ない。	る種類の建築物は、建築物のエネルギー	
۷ ۱ <sub>۰</sub>		消費性能の向上等に関する法律(平成二	
		十七年法律第五十三号。以下「建築物省	
		エネ法」という。) 第十八条各号のいずれ	
		かに該当する建築物とする。	
(削る)	(再生可能エネルギーの利用に係る措置		
	の検討)_		
	第二十条の二 特定建築主は、配慮指針に		
	基づき、特定建築物等について、再生可		
	能エネルギーの利用に係る措置の検討		
	を行わなければならない。		
(特定建築物における省エネルギー性能	(省エネルギー性能基準の順守)	(特定建築物における省エネルギー性能	(省エネルギー性能基準の順守)
基準の順守)		基準の順守)	

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
第二十条の二 特定建築主は、配慮指針で	第二十条の三 特定建築主は、配慮指針で	第九条の二 条例 <u>第二十条の二</u> に規定す	第九条の二 条例 <u>第二十条の三</u> に規定す
定めるところにより、当該特定建築物	定めるところにより、当該特定建築物	る規則で定める用途は、次に掲げる用途	る規則で定める用途は、次に掲げる用途
(規則で定める用途の部分に限る。)に	(規則で定める用途の部分に限り、規則	とする。	とする。
ついて、規則で定める省エネルギー性能	で定める種類の建築物を除く。)につい	ー 住宅その他エネルギーの使用の状	一 住宅その他エネルギーの使用の状
基準に適合するよう措置を講じなけれ	て、規則で定める省エネルギー性能基準	況に関してこれらに類するもの	況に関してこれらに類するもの
ばならない。	に適合するよう措置を講じなければな	二 事務所、官公署その他エネルギーの	二 事務所、官公署その他エネルギーの
	らない。	使用の状況に関してこれらに類する	使用の状況に関してこれらに類する
		もの(以下「事務所等」という。)	もの(以下「事務所等」という。)
		三 ホテル、旅館その他エネルギーの使	三 ホテル、旅館その他エネルギーの使
		用の状況に関してこれらに類するも	用の状況に関してこれらに類するも
		の (以下「ホテル等」という。)	の (以下「ホテル等」という。)
		四 病院、老人ホーム、福祉ホームその	四 病院、老人ホーム、福祉ホームその
		他エネルギーの使用の状況に関して	他エネルギーの使用の状況に関して
		これらに類するもの(以下「病院等」	これらに類するもの(以下「病院等」
		という。)	という。)
		五 百貨店、マーケットその他エネルギ	五 百貨店、マーケットその他エネルギ
		ーの使用の状況に関してこれらに類	ーの使用の状況に関してこれらに類
		するもの(以下「百貨店等」という。)	するもの(以下「百貨店等」という。)
		六 小学校、中学校、義務教育学校、高	六 小学校、中学校、義務教育学校、高
		等学校、大学、高等専門学校、専修学	等学校、大学、高等専門学校、専修学
		校、各種学校その他エネルギーの使用	校、各種学校その他エネルギーの使用
		の状況に関してこれらに類するもの	の状況に関してこれらに類するもの
		(以下「学校等」という。)	(以下「学校等」という。)
		七 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー	七 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー
		七 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー	七 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレー

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
		その他エネルギーの使用の状況に関	その他エネルギーの使用の状況に関
		してこれらに類するもの(以下「飲食	してこれらに類するもの(以下「飲食
		店等」という。)	店等」という。)
		八 図書館、博物館、体育館、公会堂、	八 図書館、博物館、体育館、公会堂、
		集会場、ボーリング場、劇場、アスレ	集会場、ボーリング場、劇場、アスレ
		チック場、スケート場、公衆浴場、競	チック場、スケート場、公衆浴場、競
		馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラ	馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラ
		オケボックス、ぱちんこ屋その他エネ	オケボックス、ぱちんこ屋その他エネ
		ルギーの使用の状況に関してこれら	ルギーの使用の状況に関してこれら
		に類するもの(以下「集会所等」とい	に類するもの(以下「集会所等」とい
		う。)	う。)
		九 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐	九 工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐
		車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬	車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬
		場その他エネルギーの使用の状況に	場その他エネルギーの使用の状況に
		関してこれらに類するもの(以下「工	関してこれらに類するもの(以下「工
		場等」という。)	場等」という。)
		2 前項第一号に規定する用途に供する	2 条例第二十条の三に規定する規則で
		当該特定建築物における条例第二十条	定める種類の建築物は、建築物のエネル
		の二に規定する規則で定める省エネル	ギー消費性能の向上に関する法律(平成
		ギー性能基準は、当該用途に供する部分	二十七年法律第五十三号。以下「建築物
		(当該用途に供する部分の延べ面積(内	省エネ法」という。) 第十八条各号のいず
		部に間仕切壁又は戸を有しない階又は	れかに該当する建築物とする。
		その一部であって、その延べ面積に対す	
		る常時外気に開放された開口部の面積	

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
		の合計の割合が二十分の一以上である	
		ものの延べ面積を除く。次項において同	
		じ。)が二千平方メートル以上である場	
		合に限る。) について、別表第一の五 一	
		の項に掲げる建築物の熱負荷の低減に	
		関する基準及び設備システムのエネル	
		ギー利用の低減に関する基準とする。	
		3 第一項第二号から第九号までに規定	3 <u>条例第二十条の三</u> に規定する規則で
		する用途に供する当該特定建築物にお	定める省エネルギー性能基準は、次の各
		<u>ける条例第二十条の二</u> に規定する規則	号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、
		で定める省エネルギー性能基準は、次の	当該各号に定める基準とする。
		各号に掲げる建築物の部分の区分に応	
		じ、当該各号に定める基準とする。	
		一 当該特定建築物のうち、第一項第二	一 当該特定建築物のうち、第一項第二
		号から第八号までに規定する用途に	号から第八号までに規定する用途に
		供する部分の全部(当該用途に供する	供する部分の全部(当該用途に供する
		部分の延べ面積が二千平方メートル	部分の延べ面積 (内部に間仕切壁又は
		以上である場合に限る。) <u>別表第一</u>	戸を有しない階又はその一部であっ
		<u>の五 二の項</u> に掲げる建築物の熱負荷	て、その延べ面積に対する常時外気に
		の低減に関する基準	開放された開口部の面積の合計の割
			合が二十分の一以上であるものの延
			<u>べ面積を除く。</u> )が二千平方メートル
			以上である場合に限る。) <u>別表第一</u>
			<u>の五</u> に掲げる建築物の熱負荷の低減

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
			に関する基準
		二 当該特定建築物のうち、第一項第二	二 当該特定建築物のうち、第一項第二
		号から第九号までに規定する用途に	号から第九号までに規定する用途に
		供する部分の全部(当該用途に供する	供する部分の全部 (当該用途に供する
		部分の延べ面積が二千平方メートル	部分の延べ面積 (内部に間仕切壁又は
		以上である場合に限る。) <u>別表第一</u>	戸を有しない階又はその一部であっ
		<u>の五 二の項</u> に掲げる設備システム	て、その延べ面積に対する常時外気に
		のエネルギー利用の低減に関する基	開放された開口部の面積の合計の割
		準	合が二十分の一以上であるものの延
			<u>べ面積を除く。)</u> が二千平方メートル
			以上である場合に限る。) <u>別表第一</u>
			<u>の五</u> に掲げる設備システムのエネル
			ギー利用の低減に関する基準
(特定建築物等における再生可能エネル	_(新設)_	(特定建築物等における再生可能エネル	_(新設)_
ギー利用設備設置基準の順守)		ギー利用設備設置基準の順守)	
第二十条の三 特定建築主は、配慮指針で		第九条の三 条例第二十条の三に規定す	
定めるところにより、当該特定建築物		<u>る規則で定める種類の建築物は、大島</u>	
(規則で定める種類の建築物を除く。)		町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、	
及びその敷地について、規則で定める再		御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原	
生可能エネルギー利用設備設置基準に		村の区域内における建築物とする。	
適合するよう措置を講じなければなら		2 条例第二十条の三に規定する規則で	
<u>/よい。</u>		定める再生可能エネルギー利用設備設	
		置基準は、当該特定建築物の建築面積	
		_(増築の場合にあっては増築する部分	

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
		の建築面積。以下この項において同じ。)	
		に五パーセントを乗じて得た値に一平	
		<u>方メートル当たり○・一五キロワットを</u>	
		乗じて得た値以上の定格出力を備えた	
		太陽光を利用する設備(以下「太陽光発	
		電設備」という。)を設置することとす	
		る。ただし、当該特定建築物の建築面積	
		から知事が別に定める太陽光発電設備	
		の設置が困難な屋上の部分を除いた面	
		積(以下「設置可能面積」という。)が、	
		当該特定建築物の建築面積に五パーセ	
		ントを乗じて得た値より小さい場合は、	
		当該設置可能面積に一平方メートル当	
		たり○・一五キロワットを乗じて得た値	
		以上の定格出力を備えた太陽光発電設	
		備を設置することとする。	
		3 前項の規定にかかわらず、同項の規定	
		により設置する太陽光発電設備の定格	
		出力が、次の各号に掲げる特定建築物の	
		延べ面積の区分に応じ、当該各号に定め	
		る値に満たない場合は、当該値以上の定	
		格出力の太陽光発電設備を設置するこ	
		<u>ととする。</u>	
		一 二千平方メートル以上五千平方メ	

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
		<u>ートル未満 三キロワット</u>	
		二 五千平方メートル以上一万平方メ	
		<u>ートル未満 六キロワット</u>	
		三 一万平方メートル以上 十二キロ	
		<u>ワット</u>	
		4 第二項の規定にかかわらず、同項の規	
		定により設置する太陽光発電設備の定	
		格出力が、次の各号に掲げる特定建築物	
		<u>の延べ面積の区分に応じ、当該各号に定</u>	
		める値を超える場合は、当該値以上の定	
		格出力の太陽光発電設備を設置するこ	
		<u>ととする。</u>	
		一 二千平方メートル以上五千平方メ	
		<u>ートル未満 九キロワット</u>	
		二 五千平方メートル以上一万平方メ	
		ートル未満 十八キロワット	
		三 一万平方メートル以上 三十六キ	
		ロワット	
		5 前三項の規定にかかわらず、当該特定	
		建築物及びその敷地における次に掲げ	
		<u>る設備の設置は、当該設備による再生可</u>	
		<u>能エネルギーの利用の量と同程度の量</u>	
		において、前三項に規定する太陽光発電	
		設備の設置とみなす。	

条例 (改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
		一 風力を利用する設備	
		二 バイオマスを利用する設備	
		三 太陽熱を利用する設備	
		四 地中熱を利用する設備	
		五 その他知事が認める再生可能エネ	
		ルギーを利用する設備	
		6 前四項の規定にかかわらず、特定建築	
		主は、その電気を当該特定建築物及びそ	
		<u>の</u> 敷地において利用するための再生可	
		能エネルギー源を電気に変換する設備	
		及びその附属設備の設置(当該特定建築	
		物及びその敷地以外に設置するものに	
		限る。) その他知事が別に定める当該特	
		定建築物及びその敷地における再生可	
		能エネルギーの利用に係る措置を行う	
		<u>ことができる。</u>	
		7 前五項に定めるもののほか、再生可能	
		エネルギー利用設備設置基準に関し必	
		要な事項は、知事が別に定める。	
(特定建築物等における電気自動車充電	_(新設)_	(特定建築物等における電気自動車充電	_(新設)_
設備整備基準の順守)_		設備整備基準の順守)_	
第二十条の四 特定建築主は、配慮指針で		第九条の四 条例第二十条の四に規定す	
定めるところにより、当該特定建築物等		る規則で定める電気自動車充電設備整	
について、規則で定める電気自動車充電		備基準は、当該特定建築物等における自	

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
設備整備基準に適合するよう措置を講		動車の駐車のための施設(以下「駐車施	
<u>じなければならない。</u>		設」という。) について、次の各号に掲げ	
		る駐車施設の区分に応じ、当該各号に定	
		<u>めるとおりとする。</u>	
		一 当該特定建築物の所有者又は占有	
		者が使用するための駐車施設(五以上	
		の区画を有するものに限る。) 当該	
		駐車施設の区画の数に百分の二十を	
		乗じて得た値(その値に一未満の端数	
		を生じたときは、これを切り捨てた値	
		とし、かつ、当該値が十を超えるとき	
		は十とする。) 以上の区画に電気自動	
		車充電設備を整備し、かつ、当該駐車	
		施設の区画の数に百分の五十を乗じ	
		て得た値(その値に一未満の端数を生	
		じたときは、これを切り捨てた値と	
		し、かつ、当該値が二十五を超えると	
		きは二十五とする。) から電気自動車	
		充電設備を整備する区画の数を減じ	
		た値以上の区画に電気自動車充電設	
		備のために使用する配管等を整備す	
		<u>ること。</u>	
		二 前号に規定する駐車施設以外の駐	
		車施設(荷さばきの用に供するものを	

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
		除く。)(十以上の区画を有するものに	
		限る。) 一以上の区画に電気自動車	
		<b>充電設備を整備し、かつ、当該駐車施</b>	
		設の区画の数に百分の二十を乗じて	
		得た値 (その値に一未満の端数を生じ	
		たときは、これを切り捨てた値とし、	
		当該値が十を超えるときは十とす	
		る。) から電気自動車充電設備を整備	
		する区画の数を減じた値以上の区画	
		<u>に電気自動車充電設備のために使用</u>	
		する配管等を整備すること。	
		2 前項に定めるもののほか、電気自動車	
		充電設備整備基準に関し必要な事項は、	
		知事が別に定める。	
(建築物環境計画書の作成等)	(建築物環境計画書の作成等)	(建築物環境計画書の作成等)	(建築物環境計画書の作成等)
第二十一条 特定建築主は、規則で定める	第二十一条 特定建築主は、規則で定める	第十条 条例第二十一条の規定による建	第十条 条例第二十一条の規定による建
ところにより、特定建築物 <u>等</u> について、	ところにより、特定建築物 <u>(規則で定め</u>	築物環境計画書の作成は、建築物等の建	築物環境計画書の作成は、建築物等の建
次に掲げる事項を記載した環境への配	る種類の建築物を除く。) 及びその敷地	築設計、設備設計その他の設計における	築設計、設備設計その他の設計における
慮のための措置についての計画書(以下	について、次に掲げる事項を記載した環	環境への配慮のための措置について行	環境への配慮のための措置について行
「建築物環境計画書」という。)を作成	境への配慮のための措置についての計	わなければならない。	わなければならない。
し、規則で定める日までに、知事に提出	画書(以下「建築物環境計画書」という。)	2 条例第二十一条の規定による建築物	_(新設)_
しなければならない。	を作成し、規則で定める日までに、知事	環境計画書の作成は、当該特定建築物に	
	に提出しなければならない。	おいて、第九条の二第一項第一号に規定	
一 建築主の氏名及び住所(法人にあっ	一 建築主の氏名及び住所(法人にあっ	する用途に供する部分及び同項第二号	

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
ては、名称、代表者の氏名及び主たる	ては、名称、代表者の氏名及び主たる	から第九号までに規定する用途に供す	
事務所の所在地)	事務所の所在地)	<u>る部分のうち、主たる用途以外の部分の</u>	
二 建築物等の名称及び所在地	二 建築物等の名称及び所在地	延べ面積が二千平方メートル未満の場	
三 建築物等の概要	三 建築物等の概要	合(同項第一号に規定する用途に供する	
四 エネルギーの使用の合理化及び再	四 エネルギーの使用の合理化、資源の	部分において、条例第二十三条の三の二	
生可能エネルギーへの転換、資源の適	適正利用、自然環境の保全及びヒート	第一項の規定によるマンション環境性	
正利用、 <u>生物の多様性の保全並びに気</u>	アイランド現象の緩和に係る環境へ	能表示を表示し、又は表示させる場合を	
<u>候変動への適応</u> に係る環境への配慮	の配慮のための措置	除く。) については、当該部分における条	
のための措置		例第二十一条第四号及び第五号に掲げ	
五 前号に掲げる措置についての取組	五 前号に掲げる措置についての取組	る事項を記載しないことができる。	
状況の評価	状況の評価	3 条例第二十一条の規定による建築物	<u>2</u> 条例第二十一条の規定による建築物
<u>(削る)</u>	六 第二十条の二の規定による再生可	環境計画書の提出は、別記第三号様式に	環境計画書の提出は、別記第三号様式に
	能エネルギーの利用に係る措置に関	よる建築物環境計画書提出書に、次に掲	よる建築物環境計画書提出書に、次に掲
	する検討状況	げる書類等を添付して行わなければな	げる書類等を添付して行わなければな
六 第二十条の二の規定による省エネ	七 省エネルギー性能基準に対する適	らない。	らない。
<u>ルギー性能基準</u> に対する適合状況	合状況	一 別記第三号様式の二による建築物	一 別記第三号様式の二による建築物
七 第二十条の三の規定による再生可	_(新設)_	環境計画書	環境計画書
能エネルギー利用設備設置基準に対		二 建築物等の配置図、基準階平面図、	二 建築物等の配置図、基準階平面図、
する適合状況		断面図及び立面図	断面図及び立面図
八 前条の規定による電気自動車充電	_(新設)_	三 仕様書その他の建築物等の環境へ	三 仕様書その他の建築物等の環境へ
設備整備基準に対する適合状況		の配慮のための措置等の内容を示す	の配慮のための措置等の内容を示す
<u>九</u> 前各号に掲げるもののほか、規則で	八 前各号に掲げるもののほか、規則で	書類及び図書	書類及び図書
定める事項	定める事項	<u>(</u> 削る)_	3 条例第二十一条に規定する規則で定
			める種類の建築物は、建築物省エネ法第

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
			十八条第二号又は第三号に該当する建
			<u>築物とする。</u>
		4 条例第二十一条に規定する規則で定	4 条例第二十一条に規定する規則で定
		める日は、次に掲げる日のいずれか早い	める日は、次に掲げる日のいずれか早い
		日とする。	日とする。
		一 建築確認申請等の日	一 建築確認申請等の日
		二 認定申請の日	二 認定申請の日
(建築物環境計画書の任意提出)	(建築物環境計画書の任意提出)	(建築物環境計画書の任意提出)	(建築物環境計画書の任意提出)
第二十一条の二 建築主 (特定建築主を除	第二十一条の二 建築主(特定建築主を除	第十条の二 条例第二十一条の二第一項	第十条の二 条例第二十一条の二第一項
く。)は、規則で定めるところにより、建	く。) は、規則で定めるところにより、建	の規定による建築物環境計画書の提出	の規定による建築物環境計画書の提出
築物(規則で定める種類の建築物を除	築物(規則で定める種類の建築物を除	は、別記第三号様式の三による建築物環	は、別記第三号様式の三による建築物環
く。) 及びその敷地について、前条の建築	く。) 及びその敷地について、前条の建築	境計画書任意提出書に、 <u>前条第三項各号</u>	境計画書任意提出書に、 <u>前条第二項各号</u>
物環境計画書を作成し、知事に提出する	物環境計画書を作成し、知事に提出する	に掲げる書類等を添付して行わなけれ	に掲げる書類等を添付して行わなけれ
ことができる。	ことができる。	ばならない。	ばならない。
2 第二十条の規定は、前項の規定により	2 第二十条 <u>及び第二十条の二</u> の規定は、	2 条例第二十一条の二第一項に規定す	2 条例第二十一条の二第一項に規定す
建築物環境計画書を提出する者につい	前項の規定により建築物環境計画書を	る規則で定める種類の建築物は、建築物	る規則で定める種類の建築物は、建築物
て準用する。	提出する者について準用する。	省エネ法 <u>第十八条各号のいずれか</u> に該	省エネ法 <u>第十八条第二号又は第三号</u> に
		当する建築物とする。	該当する建築物とする。
		3 前条第一項 <u>、第二項</u> 及び第四項の規定	3 前条第一項及び第四項の規定は、条例
		は、条例第二十一条の二第一項の規定に	第二十一条の二第一項の規定による建
		よる建築物環境計画書の提出について	築物環境計画書の提出について準用す
		準用する。	<b>ప</b> 。
(建築物環境計画書の公表)	(建築物環境計画書の公表)	(建築物環境計画書等の公表)	(建築物環境計画書等の概要についての
第二十一条の三 知事は、第二十一条又は	第二十一条の三 知事は、第二十一条又は		公表)

	5 A. ( 5 A.)		
条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
前条第一項の規定による建築物環境計	前条第一項の規定による建築物環境計	第十一条 条例第二十一条の三、第二十二	第十一条 条例第二十一条の三、第二十
画書の提出があったときは、規則で定め	画書の提出があったときは、規則で定め	条第三項、第二十三条第二項、第二十三	二条第三項、第二十三条第二項、第二十
るところにより、その <u>内容を公表するも</u>	るところにより、その <u>概要を公表するこ</u>	条の三第四項(第二十三条の三の二第二	三条の三第四項(第二十三条の三の二第
<u>のとする</u> 。	<u>とができる</u> 。	項において準用する場合を含む。) 及び	二項において準用する場合を含む。)及
		第二十三条の六第三項の規定による公	び第二十三条の六第三項の規定による
		表は、次に掲げる方法により行うものと	公表は、次に掲げる方法により行うもの
		する。	とする。
		一 知事が別に定める日及び時間にお	一 知事が別に定める日及び時間にお
		ける環境局での閲覧	ける環境局での閲覧
		二 インターネットの利用による公表	二 インターネットの利用による公表
(建築物環境計画書の変更等の届出)	(建築物環境計画書の変更等の届出)	(建築物環境計画書の変更等の届出)	(建築物環境計画書の変更等の届出)
第二十二条 第二十一条又は第二十一条	第二十二条 第二十一条又は第二十一条	第十二条 条例第二十二条第一項本文に	第十二条 条例第二十二条第一項本文に
の二第一項の規定により建築物環境計	の二第一項の規定により建築物環境計	規定する規則で定める日は、次の各号に	規定する規則で定める日は、次の各号に
画書を提出した建築主は、当該建築物環	画書を提出した建築主は、当該建築物環	掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定	掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定
境計画書を提出してから当該建築物等	境計画書を提出してから当該建築物等	める日とする。	める日とする。
に係る工事が完了するまでの間に、第二	に係る工事が完了するまでの間に、第二	一 条例第二十一条第一号に掲げる事	一 条例第二十一条第一号に掲げる事
十一条第一号又は第三号から <u>第九号</u> ま	十一条第一号又は第三号から <u>第八号</u> ま	項の変更 変更した日の翌日から起	項の変更 変更した日の翌日から起
でに掲げる事項の変更をしようとする	でに掲げる事項の変更をしようとする	算して三十日を経過した日	算して三十日を経過した日
ときは、規則で定める日までに、規則で	ときは、規則で定める日までに、規則で	二 条例第二十一条第三号から <u>第八号</u>	二 条例第二十一条第三号から第七号
定めるところにより、その旨を知事に届	定めるところにより、その旨を知事に届	までに掲げる事項の変更 変更する	までに掲げる事項の変更 変更する
け出なければならない。ただし、規則で	け出なければならない。ただし、規則で	事項に係る工事に着手する日の十五	事項に係る工事に着手する日の十五
定める場合については、この限りでな	定める場合については、この限りでな	日前	日前
٧ <b>٠</b> °	٧١°	2 条例第二十二条第一項の規定による	2 条例第二十二条第一項の規定による
2 第二十一条又は第二十一条の二第一	2 第二十一条又は第二十一条の二第一	届出は、条例第二十一条第一号に掲げる	届出は、条例第二十一条第一号に掲げる

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則 (現行)
項の規定により建築物環境計画書を提	項の規定により建築物環境計画書を提	事項を変更する場合にあっては別記第	事項を変更する場合にあっては別記第
出した建築主は、当該建築物環境計画書	出した建築主は、当該建築物環境計画書	三号様式の四による建築主等氏名等変	三号様式の四による建築主等氏名等変
を提出してから当該建築物等に係る工	を提出してから当該建築物等に係る工	更届出書により、同条第三号から <u>第八号</u>	更届出書により、同条第三号から <u>第七号</u>
事が完了するまでの間に、当該建築物等	事が完了するまでの間に、当該建築物等	までに掲げる事項を変更する場合にあ	までに掲げる事項を変更する場合にあ
の新築等を中止したときは、規則で定め	の新築等を中止したときは、規則で定め	っては別記第四号様式による建築物環	っては別記第四号様式による建築物環
るところにより、その旨を速やかに知事	るところにより、その旨を速やかに知事	境計画書変更届出書によらなければな	境計画書変更届出書によらなければな
に届け出なければならない。	に届け出なければならない。	らない。	らない。
3 知事は、 <u>第一項</u> の規定による届出があ	3 知事は、前二項の規定による届出があ	3 前項の建築物環境計画書変更届出書	3 前項の建築物環境計画書変更届出書
ったときは、規則で定めるところによ	ったときは、規則で定めるところによ	の届出に当たっては、変更する事項を反	の届出に当たっては、変更する事項を反
り、その内容を公表するものとする。	り、その <u>概要を公表することができる</u> 。	映した <u>第十条第三項各号</u> に掲げる書類	映した <u>第十条第二項各号</u> に掲げる書類
		等を添付しなければならない。	等を添付しなければならない。
		4 条例第二十二条第一項ただし書に規	4 条例第二十二条第一項ただし書に規
		定する規則で定める場合は、マンション	定する規則で定める場合は、マンション
		環境性能表示に変更が生じない場合で	環境性能表示に変更が生じない場合で
		あって、次に掲げる場合とする。	あって、次に掲げる場合とする。
		一 条例第二十一条第三号に掲げる事	一 条例第二十一条第三号に掲げる事
		項の変更にあっては、次に掲げる変更	項の変更にあっては、次に掲げる変更
		以外の変更をする場合	以外の変更をする場合
		ア 主たる用途の変更	ア 主たる用途の変更
		イ 主たる用途以外の部分のうち第	イ <u>第八条の三第二項各号</u> に規定す
		九条の二第一項第一号に規定する	る用途に供する部分の延べ面積が、
		用途に供する部分 <u>又は同項第二号</u>	新たに二千平方メートル以上にな
		から第九号までに規定する用途に	る変更
		<u>供する部分</u> の延べ面積が、新たに二	

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
		千平方メートル以上になる変更	
		二 条例第二十一条第四号に掲げる事	二 条例第二十一条第四号に掲げる事
		項の変更にあっては、新たに環境への	項の変更にあっては、新たに環境への
		配慮のための措置を実施する場合及	配慮のための措置を実施する場合及
		び環境への配慮のための措置の内容	び環境への配慮のための措置の内容
		を変更し、当該変更により環境への配	を変更し、当該変更により環境への配
		慮の程度が同等以上となる場合	慮の程度が同等以上となる場合
		<u>(削る)</u>	三 条例第二十一条第六号に掲げる事
			項の変更にあっては、同号に規定する
			再生可能エネルギーの利用に係る措
			置の有無の検討結果を変更するとき
			又は当該措置のうち太陽光を利用す
			<u>るための設備において太陽光の変換</u>
			方法を変更するとき以外の変更をす
			<u>る場合</u>
		5 条例第二十二条第二項の規定による	5 条例第二十二条第二項の規定による
		建築物等の新築等の中止の届出は、別記	建築物等の新築等の中止の届出は、別記
		第四号様式の二による建築物環境計画	第四号様式の二による建築物環境計画
		中止届出書によらなければならない。	中止届出書によらなければならない。
(工事完了の届出等)	(工事完了の届出等)	(工事完了の届出)	(工事完了の届出)
第二十三条 第二十一条又は第二十一条	第二十三条 第二十一条又は第二十一条	第十三条 条例第二十三条第一項の規定	第十三条 条例第二十三条第一項の規定
の二第一項の規定による建築物環境計	の二第一項の規定による建築物環境計	による届出は、別記第五号様式による建	による届出は、別記第五号様式による建
画書の提出(前条第一項の規定による変	画書の提出(前条第一項の規定による変	築物等工事完了届出書によらなければ	築物等工事完了届出書によらなければ

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
更の届出を含む。) を行った建築主 (以下	更の届出を含む。) を行った建築主 (以下	ならない。	ならない。
「計画書等提出建築主」という。)は、建	「計画書等提出建築主」という。)は、建	2 前項の建築物等工事完了届出書の届	2 前項の建築物等工事完了届出書の届
築物等の新築等に係る工事(前条第一項	築物等の新築等に係る工事(前条第一項	出に当たっては、条例第二十一条に規定	出に当たっては、条例第二十一条に規定
の変更する事項に係る工事を含む。)が	の変更する事項に係る工事を含む。)が	する建築物環境計画書(条例第二十二条	する建築物環境計画書(条例第二十二条
完了したときは、規則で定めるところに	完了したときは、規則で定めるところに	第一項に規定する届出を含む。)に記載	第一項に規定する届出を含む。)に記載
より、その旨を知事に届け出なければな	より、その旨を知事に届け出なければな	された環境への配慮のための措置等の	された環境への配慮のための措置等の
らない。	らない。	実施結果を示した書類及び図書を添付	実施結果を示した書類及び図書を添付
2 知事は、前項の規定による届出があっ	2 知事は、前項の規定による届出があっ	しなければならない。	しなければならない。
たときは、規則で定めるところにより、	たときは、規則で定めるところにより、	3 条例第二十三条第一項の規定による	3 条例第二十三条第一項の規定による
その内容を公表するものとする。	その概要を公表することができる。	届出は、建築物等の新築等に係る工事が	届出は、建築物等の新築等に係る工事が
		完了した日の翌日から起算して三十日	完了した日の翌日から起算して三十日
		以内にしなければならない。	以内にしなければならない。
(表示基準及び評価書作成基準の作成)	(表示基準及び評価書作成基準の作成)	(性能表示等を行う建築物の評価項目等)	(性能表示等を行う建築物の評価項目等)
第二十三条の二 知事は、建築物のうち、	第二十三条の二 知事は、建築物のうち、	第十三条の二 条例第二十三条の二第一	第十三条の二 条例第二十三条の二第一
その全部又は一部が構造上数個の部分	その全部又は一部が構造上数個の部分	項及び第二項に規定する規則で定める	項及び第二項に規定する規則で定める
に区分され、それぞれの部分を独立して	に区分され、それぞれの部分を独立して	取組状況の評価は、次に掲げる措置につ	取組状況の評価は、次に掲げる措置につ
住居の用に供することができる建築物	住居の用に供することができる建築物	いての評価とする。	いての評価とする。
(以下「マンション」という。) 及びその	(以下「マンション」という。) 及びその	一 建築物の熱負荷の低減	一 建築物の熱負荷の低減
敷地に係る第二十一条第五号の取組状	敷地に係る第二十一条第五号の取組状	二 設備のエネルギーの使用の合理化	二 設備のエネルギーの使用の合理化
況の評価のうち規則で定めるものが示	況の評価のうち規則で定めるものが示	三 再生可能エネルギーの利用	三 再生可能エネルギーの利用
す当該マンション及びその敷地の環境	す当該マンション及びその敷地の環境	四 建築物の長寿命化(維持管理、更新、	四 建築物の長寿命化(維持管理、更新、
への配慮に係る性能(以下「マンション	への配慮に係る性能(以下「マンション	改修、用途の変更等の自由度の確保及	改修、用途の変更等の自由度の確保及
環境性能」という。) の評価を記載した標	環境性能」という。) の評価を記載した標	びく体の劣化対策に係る措置をい	びく体の劣化対策に係る措置をい
章(以下「マンション環境性能表示」と	章(以下「マンション環境性能表示」と	う。)	う。)

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
いう。) の表示方法その他の事項に関す	いう。)の表示方法その他の事項に関す	五 緑化	五 緑化
る基準 (以下「表示基準」という。) を定	る基準 (以下「表示基準」という。) を定	六 電気自動車充電設備の設置	(新設)
めるものとする。	めるものとする。		
2 知事は、 <u>特定建築物</u> (住居の用に供す	2 知事は、規則で定める規模を超える特	<u>(削る)</u>	2 条例第二十三条の二第二項に規定す
る部分以外の規則で定める用途の部分	定建築物(以下「特別大規模特定建築物」		る規則で定める規模は、建築物の新築又
に <u>限る</u> 。)及びその敷地 (以下「 <u>非住宅用</u>	<u>という。)</u> (住居の用に供する部分以外の		は改築の場合にあっては延べ面積が、建
<u>途特定建築物等</u> 」という。) に係る第二十	規則で定める用途の部分に限り、規則で		築物の増築の場合にあっては増築部分
一条第五号の取組状況の評価のうち規	定める種類の建築物を除く。) 及びその		の延べ面積が、それぞれ一万平方メート
則で定めるものが示す当該 <u>非住宅用途</u>	敷地(以下「 <u>特別大規模特定建築物等</u> 」		<u>ルであることとする。</u>
特定建築物等の環境への配慮のための	という。) に係る第二十一条第五号の取	2 条例第二十三条の二第二項に規定す	3 条例第二十三条の二第二項に規定す
措置に関する性能の評価を記載した書	組状況の評価のうち規則で定めるもの	る規則で定める用途は、第九条の二第一	る規則で定める用途は、 <u>第九条の二第一</u>
面(以下「環境性能評価書」という。)の	が示す当該 <u>特別大規模特定建築物等</u> の	項第二号から第八号までに規定する用	<u>項第二号</u> から第八号までに規定する用
作成方法その他の事項に関する基準(以	環境への配慮のための措置に関する性	途(当該各用途に供する部分の延べ面積	途(当該各用途に供する部分の延べ面積
下「評価書作成基準」という。) を定める	能の評価を記載した書面(以下「環境性	が二千平方メートル以上である場合に	が二千平方メートル以上である場合に
ものとする。	能評価書」という。) の作成方法その他の	限る。) とする。	限る。) とする。
	事項に関する基準(以下「評価書作成基	_(削る)_	4 条例第二十三条の二第二項に規定す
	準」という。)を定めるものとする。		る規則で定める種類の建築物は、建築物
3 知事は、表示基準及び評価書作成基準	3 知事は、表示基準及び評価書作成基準		省エネ法第十八条第二号又は第三号に
を定め、又は改定したときは、その内容	を定め、又は改定したときは、その内容		該当する建築物とする。
を公表するものとする。	を公表するものとする。		
(特定マンションの環境性能の表示等)	(特定マンションの環境性能の表示等)	(特定マンションの環境性能の表示等)	(特定マンションの環境性能の表示等)
第二十三条の三 規則で定める規模のマ	第二十三条の三 規則で定める規模のマ	第十三条の三 条例第二十三条の三第一	第十三条の三 条例第二十三条の三第一
ンション(以下「特定マンション」とい	ンション(以下「特定マンション」とい	項に規定する規則で定める規模は、住居	項に規定する規則で定める規模は、住居
う。) に係る第二十一条の規定による建	う。) に係る第二十一条の規定による建	の用に供する部分の延べ面積が二千平	の用に供する部分の延べ面積が二千平

方メートル以上であることとする。

- 2 条例第二十三条の三第一項本文に規 定する規則で定める広告は、次に掲げる 広告で、間取り図が表示されるものとす
  - 一 新聞紙に掲載される広告
  - 二 雑誌に掲載される広告
  - 三 新聞への折り込みその他の方法に より配布される散らし、掲出されるビ ラ、ポスター、パンフレット、小冊子 等
  - 四 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式による記録その他これらに 類するもの
- 五 インターネットの利用による広告
- 3 条例第二十三条の三第一項に規定する規則で定める日は、マンションの新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して一年を経過した日とする。
- 4 条例第二十三条の三第一項ただし書 に規定する規則で定める広告は、書面に よるものであって、当該広告の面積が六 万二千三百七十平方ミリメートル以下

- 方メートル以上であることとする。
- 2 条例第二十三条の三第一項本文に規 定する規則で定める広告は、次に掲げる 広告で、間取り図が表示されるものとす る。
  - 一 新聞紙に掲載される広告
  - 二 雑誌に掲載される広告
  - 三 新聞への折り込みその他の方法に より配布される散らし、掲出されるビ ラ、ポスター、パンフレット、小冊子 等
  - 四 電子的方式、磁気的方式その他の人 の知覚によって認識することができ ない方式による記録その他これらに 類するもの
  - 五 インターネットの利用による広告
- 3 条例第二十三条の三第一項に規定する規則で定める日は、マンションの新築等に係る工事が完了した日の翌日から 起算して一年を経過した日とする。
- 4 条例第二十三条の三第一項ただし書 に規定する規則で定める広告は、書面に よるものであって、当該広告の面積が六 万二千三百七十平方ミリメートル以下

- 築物環境計画書の提出(第二十二条第一 項の規定による変更の届出を含む。)を 行った特定建築主(以下「特定マンショ ン建築主」という。) は、当該特定マンシ ョンの販売若しくは賃貸を目的とした 規則で定める広告をしようとするとき、 又は他人に販売若しくは賃貸若しくは それらの媒介の委託を行った場合にお いて当該販売若しくは賃貸若しくはそ れらの媒介の委託を受けた者(以下「マ ンション販売等受託者」という。) が販売 若しくは賃貸を目的とした規則で定め る広告をしようとするときは、規則で定 める日までの間、表示基準に基づき、当 該広告中にマンション環境性能表示を 表示し、又はマンション販売等受託者を して表示させなければならない。ただ し、規則で定める広告については、表示 し、又は表示させることを省略すること ができる。
- 2 前項に規定する場合において、マンション販売等受託者は、特定マンション建築主が行うマンション環境性能表示の表示に協力しなければならない。
- 築物環境計画書の提出(第二十二条第一 項の規定による変更の届出を含む。)を 行った特定建築主(以下「特定マンショ ン建築主」という。)は、当該特定マンシ ョンの販売若しくは賃貸を目的とした 規則で定める広告をしようとするとき、 又は他人に販売若しくは賃貸若しくは それらの媒介の委託を行った場合にお いて当該販売若しくは賃貸若しくはそ れらの媒介の委託を受けた者(以下「マ ンション販売等受託者」という。) が販売 若しくは賃貸を目的とした規則で定め る広告をしようとするときは、規則で定 める日までの間、表示基準に基づき、当 該広告中にマンション環境性能表示を 表示し、又はマンション販売等受託者を して表示させなければならない。ただ し、規則で定める広告については、表示 し、又は表示させることを省略すること ができる。
- 2 前項に規定する場合において、マンション販売等受託者は、特定マンション建築主が行うマンション環境性能表示の表示に協力しなければならない。

from (at another)	A Pr. (1941)	A PULL (TITUL (TITUL)	A POLICE OF THE CONTRACTOR
条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
3 特定マンション建築主は、最初に第一	3 特定マンション建築主は、最初に第一	のものとする。	のものとする。
項の規定による表示をし、又は表示をさ	項の規定による表示をし、又は表示をさ	5 条例第二十三条の三第三項に規定す	5 条例第二十三条の三第三項に規定す
せたときは、規則で定める日までに、規	せたときは、規則で定める日までに、規	る規則で定める日は、同項の規定による	る規則で定める日は、同項の規定による
則で定めるところにより、その旨を知事	則で定めるところにより、その旨を知事	表示をし、又は表示をさせた日の翌日か	表示をし、又は表示をさせた日の翌日か
に届け出なければならない。	に届け出なければならない。	ら起算して十五日を経過した日とする。	ら起算して十五日を経過した日とする。
4 知事は、前項の規定による届出があっ	4 知事は、前項の規定による届出があっ	6 条例第二十三条の三第三項の規定に	6 条例第二十三条の三第三項の規定に
たときは、規則で定めるところにより、	たときは、規則で定めるところにより、	よる届出は、別記第五号様式の二による	よる届出は、別記第五号様式の二による
その内容を公表するものとする。	その概要を公表することができる。	マンション環境性能表示届出書に、同条	マンション環境性能表示届出書に、同条
		第一項に規定する広告又はその写しを	第一項に規定する広告又はその写しを
		添えて行わなければならない。	添えて行わなければならない。
(マンションの環境性能の任意表示)	(マンションの環境性能の任意表示)	(マンションの環境性能の任意表示等)	(マンションの環境性能の任意表示等)
第二十三条の三の二 マンションに係る	第二十三条の三の二 マンションに係る	第十三条の三の二 条例第二十三条の三	第十三条の三の二 条例第二十三条の三
計画書等提出建築主(以下「マンション	計画書等提出建築主(以下「マンション	の二第一項に規定する規則で定める広	の二第一項に規定する規則で定める広
建築主」という。)(特定マンション建築	建築主」という。)(特定マンション建築	告は、前条第二項各号に掲げる広告で、	告は、前条第二項各号に掲げる広告で、
主を除く。) は、当該マンションの販売若	主を除く。) は、当該マンションの販売若	間取り図が表示されるものとする。	間取り図が表示されるものとする。
しくは賃貸を目的とした規則で定める	しくは賃貸を目的とした規則で定める	2 条例第二十三条の三の二第一項に規	2 条例第二十三条の三の二第一項に規
広告をしようとするとき、又は他人に販	広告をしようとするとき、又は他人に販	定する規則で定める日は、マンションの	定する規則で定める日は、マンションの
売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介	売若しくは賃貸若しくはそれらの媒介	新築等に係る工事が完了した日の翌日	新築等に係る工事が完了した日の翌日
の委託を行った場合においてマンショ	の委託を行った場合においてマンショ	から起算して一年を経過した日とする。	から起算して一年を経過した日とする。
ン販売等受託者が販売若しくは賃貸を	ン販売等受託者が販売若しくは賃貸を	3 前条第四項から第六項までの規定は、	3 前条第四項から第六項までの規定は、
目的とした規則で定める広告をしよう	目的とした規則で定める広告をしよう	条例第二十三条の三の二第一項の規定	条例第二十三条の三の二第一項の規定
とするときは、規則で定める日までの	とするときは、規則で定める日までの	によるマンション環境性能表示の表示	によるマンション環境性能表示の表示
間、表示基準に基づき、当該広告中にマ	間、表示基準に基づき、当該広告中にマ	について準用する。	について準用する。
ンション環境性能表示を表示し、又はマ	ンション環境性能表示を表示し、又はマ		

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
ンション販売等受託者をして表示させ	ンション販売等受託者をして表示させ		
ることができる。	ることができる。		
2 前条第一項(ただし書に限る。)から第	2 前条第一項(ただし書に限る。)から第		
四項までの規定は、前項の規定によりマ	四項までの規定は、前項の規定によりマ		
ンション環境性能表示を表示し、又はマ	ンション環境性能表示を表示し、又はマ		
ンション販売等受託者をして表示させ	ンション販売等受託者をして表示させ		
るマンション建築主について準用する。	るマンション建築主について準用する。		
(環境性能評価書の作成等)	(環境性能評価書の作成等)	(環境性能評価書の作成等)	(環境性能評価書の作成等)
第二十三条の四 特定建築主又は特定建	第二十三条の四 特別大規模特定建築物	第十三条の四 条例第二十三条の四第一	第十三条の四 条例第二十三条の四第一
<u>築物</u> に係る第二十三条第一項の規定に	の新築等をしようとする特定建築主(以	項に規定する規則で定める特定建築主	項に規定する規則で定める <u>特別大規模</u>
よる工事の完了の届出を行った <u>特定建</u>	下「特別大規模特定建築主」という。) 又	は、第九条の二第一項第一号に規定する	特定建築主は、第九条の二第一項第一号
<u>築主(</u> 規則で定めるものに限る。以下「 <u>特</u>	は特別大規模特定建築物に係る第二十	用途に供する部分のみに係る工事完了	に規定する用途に供する部分のみに係
定建築物工事完了届出者」という。) は、	三条第一項の規定による工事の完了の	の届出を行った <u>特定建築主</u> を除いた者	る工事完了の届出を行った <u>特別大規模</u>
非住宅用途特定建築物等について、規則	届出を行った <u>特別大規模特定建築主 (</u> 規	とする。	<u>特定建築主</u> を除いた者とする。
で定める日までの間、評価書作成基準に	則で定めるものに限る。以下「 <u>特別大規</u>	2 条例第二十三条の四第一項に規定す	2 条例第二十三条の四第一項に規定す
基づき環境性能評価書を作成し、次の各	模特定建築物工事完了届出者」という。)	る規則で定める日までの間は、 <u>非住宅用</u>	る規則で定める日までの間は、 <u>特別大規</u>
号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号	は、特別大規模特定建築物等について、	<u>途特定建築物等</u> の新築等に係る工事の	<u>模特定建築物等</u> の新築等に係る工事の
に掲げる者に対し、売却、賃貸又は信託	規則で定める日までの間、評価書作成基	着手の予定の日の少なくとも二十一日	着手の予定の日の少なくとも二十一日
の受益権の譲渡をしようとする際に、環	準に基づき環境性能評価書を作成し、次	前から、次の各号に掲げる日のいずれか	前から、次の各号に掲げる日のいずれか

早い日までとする。

された日

一 非住宅用途特定建築物等の全部に

ついて、売却又は信託の受益権が譲渡

二 条例第二十三条第一項に規定する

早い日までとする。

された日

ー 特別大規模特定建築物等の全部に

ついて、売却又は信託の受益権が譲渡

二 条例第二十三条第一項に規定する

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

各号に掲げる者に対し、売却、賃貸又は

信託の受益権の譲渡をしようとする際

に、環境性能評価書を交付しなければな

らない。ただし、規則で定める場合につ

境性能評価書を交付しなければならな

い。ただし、規則で定める場合について

は交付を省略することができる。

条例(改正案)
<ul><li>一 <u>非住宅用途特定建築物等</u>の全部又</li></ul>
は一部を売却する場合 買受人
二 <u>非住宅用途特定建築物等</u> の全部又
は一部を賃貸する場合 賃借人
三 <u>非住宅用途特定建築物等</u> の全部又
は一部に係る信託の受益権を譲渡す
る場合 譲受人

## 条例 (現行)

いては交付を省略することができる。

- 一 特別大規模特定建築物等の全部又 は一部を売却する場合 買受人
- 二 特別大規模特定建築物等の全部又 は一部を賃貸する場合 賃借人
- 三 特別大規模特定建築物等の全部又 は一部に係る信託の受益権を譲渡す る場合 譲受人

## 条例施行規則(改正案)

工事が完了した日の翌日から起算し て百八十日を経過した日

- に規定する規則で定める場合は、次のい ずれかに該当する場合とする。
- 一 一の買受人、賃借人又は信託の受益 権の譲受人(以下「買受人等」という。) に、売却、賃貸又は信託の受益権の譲 渡(以下「売却等」という。)をしよう とする非住宅用途特定建築物等に係 る環境性能評価書の交付を行ったこ とがない場合であって、当該買受人等 に売却等をしようとする部分(既に売 却等をしている部分を含む。) のうち、 第九条の二第一項第二号から第八号 までに規定する各用途に供する部分 の延べ面積が三百平方メートル未満 であるとき。
- 二 既に一の買受人等に、非住宅用途特 定建築物等の一部について、環境性能 評価書の交付を行ったことがある場 合であって、当該非住宅用途特定建築 物等の他の部分を当該買受人等に売 **却等をしようとするとき(環境性能評**

## 条例施行規則 (現行)

工事が完了した日の翌日から起算し て百八十日を経過した日

- 3 条例第二十三条の四第一項ただし書 3 条例第二十三条の四第一項ただし書 に規定する規則で定める場合は、次のい ずれかに該当する場合とする。
  - 一 一の買受人、賃借人又は信託の受益 権の譲受人(以下「買受人等」という。) に、売却、賃貸又は信託の受益権の譲 渡(以下「売却等」という。)をしよう とする特別大規模特定建築物等に係 る環境性能評価書の交付を行ったこ とがない場合であって、当該買受人等 に売却等をしようとする部分(既に売 却等をしている部分を含む。) のうち、 第九条の二第一項第二号から第八号 までに規定する各用途に供する部分 の延べ面積が二千平方メートル未満 であるとき。
  - 二 既に一の買受人等に、特別大規模特 定建築物等の一部について、環境性能 評価書の交付を行ったことがある場 合であって、当該特別大規模特定建築 物等の他の部分を当該買受人等に売 却等をしようとするとき (環境性能評

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
		価書に記載する第十三条の二第一項	価書に記載する第十三条の二第一項
		各号に規定する措置に係る評価に変	各号に規定する措置に係る評価に変
		更がないときに限る。)。	更がないときに限る。)。
2 特定建築主又は特定建築物工事完了	2 特別大規模特定建築主又は特別大規	4 条例第二十三条の四第二項に規定す	3 条例第二十三条の四第二項に規定す
<u>届出者</u> は、前項の規定による環境性能評	<u>模特定建築物工事完了届出者</u> は、前項の	る規則で定める日は、第二項各号のいず	る規則で定める日は、第二項各号のいず
価書の交付を行ったときは、規則で定め	規定による環境性能評価書の交付を行	れか早い日の翌日から起算して十五日	れか早い日の翌日から起算して十五日
る日までに、規則で定めるところによ	ったときは、規則で定める日までに、規	を経過した日とする。	を経過した日とする。
り、その旨を知事に対して届け出なけれ	則で定めるところにより、その旨を知事	5 条例第二十三条の四第二項の規定に	4 条例第二十三条の四第二項の規定に
ばならない。	に対して届け出なければならない。	よる届出は、別記第五号様式の三による	よる届出は、別記第五号様式の三による
		環境性能評価書交付届出書に次の書面	環境性能評価書交付届出書に次の書面
		を添付して行わなければならない。	を添付して行わなければならない。
		一 評価書作成基準に基づき作成する	一 評価書作成基準に基づき作成する
		環境性能評価書交付状況一覧	環境性能評価書交付状況一覧
		二 交付をした環境性能評価書の写し	二 交付をした環境性能評価書の写し
		(最初に交付をしたものに限る。)	(最初に交付をしたものに限る。)
		三 環境性能評価書の内容に変更があ	三 環境性能評価書の内容に変更があ
		った場合は、交付をした変更後の環境	った場合は、交付をした変更後の環境
		性能評価書の写し(最初に交付をした	性能評価書の写し(最初に交付をした
		ものに限る。)	ものに限る。)
(マンション環境性能及び環境性能評価	(マンション環境性能及び環境性能評価		
書の説明)	書の説明)		
第二十三条の五 マンション建築主及び	第二十三条の五 マンション建築主及び		
マンション販売等受託者は、マンション	マンション販売等受託者は、マンション		
を販売し、又は賃貸しようとするとき	を販売し、又は賃貸しようとするとき		

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
は、当該マンションを購入し、又は賃借	は、当該マンションを購入し、又は賃借		
しようとする者に対し、当該マンション	しようとする者に対し、当該マンション		
及びその敷地に係るマンション環境性	及びその敷地に係るマンション環境性		
能の内容を説明するよう努めなければ	能の内容を説明するよう努めなければ		
ならない。	ならない。		
2 特定建築主又は特定建築物工事完了	2 特別大規模特定建築主又は特別大規		
<u>届出者</u> は、環境性能評価書を交付すると	<u>模特定建築物工事完了届出者</u> は、環境性		
きは、前条第一項各号に掲げる者に対し	能評価書を交付するときは、前条第一項		
て、当該環境性能評価書の内容を説明す	各号に掲げる者に対して、当該環境性能		
るよう努めなければならない。	評価書の内容を説明するよう努めなけ		
	ればならない。		
(マンション環境性能表示及び環境性能	(マンション環境性能表示及び環境性能	(マンション環境性能表示の変更の届出	(マンション環境性能表示の変更の届出
評価書の変更)	評価書の変更)	等)	等)
第二十三条の六 第二十三条の三第一項	第二十三条の六 第二十三条の三第一項	第十三条の五 条例第二十三条の六第一	第十三条の五 条例第二十三条の六第一
の規定によりマンション環境性能表示	の規定によりマンション環境性能表示	項に規定する規則で定める日は、同項の	項に規定する規則で定める日は、同項の
を表示し、又は表示させた特定マンショ	を表示し、又は表示させた特定マンショ	規定による表示をし、又は表示をさせた	規定による表示をし、又は表示をさせた
ン建築主及び第二十三条の三の二第一	ン建築主及び第二十三条の三の二第一	日の翌日から起算して十五日を経過し	日の翌日から起算して十五日を経過し
項の規定によりマンション環境性能表	項の規定によりマンション環境性能表	た日とする。	た日とする。
示を表示し、又は表示させたマンション	示を表示し、又は表示させたマンション	2 条例第二十三条の六第一項の規定に	2 条例第二十三条の六第一項の規定に
建築主(以下「マンション環境性能表示	建築主(以下「マンション環境性能表示	よる届出は、別記第五号様式の四による	よる届出は、別記第五号様式の四による
建築主」という。) は、当該各項の規定に	建築主」という。) は、当該各項の規定に	マンション環境性能表示変更届出書に、	マンション環境性能表示変更届出書に、
よりマンション環境性能表示を表示し、	よりマンション環境性能表示を表示し、	変更後の条例第二十三条の三第一項若	変更後の条例第二十三条の三第一項若
又は表示させた後、当該マンション環境	又は表示させた後、当該マンション環境	しくは条例第二十三条の三の二第一項	しくは条例第二十三条の三の二第一項
性能表示の内容に変更が生じた場合に	性能表示の内容に変更が生じた場合に	に規定する広告又はその写しを添えて	に規定する広告又はその写しを添えて

 条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	 条例施行規則(現行)
おいて、変更後のマンション環境性能表	おいて、変更後のマンション環境性能表	行わなければならない。	行わなければならない。
示を表示し、又は表示させたときは、規	示を表示し、又は表示させたときは、規	7, 7, 31, 7, 11, 31, 2, 31, 7	10 1 317 4 1 1 2 3 3 1 1 3
則で定める日までに、規則で定めるとこ	則で定める日までに、規則で定めるとこ		
ろにより、その旨を知事に届け出なけれ	ろにより、その旨を知事に届け出なけれ		
ばならない。	ばならない。		
2 マンション環境性能表示建築主は、第	2 マンション環境性能表示建築主は、第	3 条例第二十三条の六第二項の規定に	3 条例第二十三条の六第二項の規定に
二十三条の三第一項又は第二十三条の	二十三条の三第一項又は第二十三条の	よる届出は、条例第二十二条第一項の規	よる届出は、条例第二十二条第一項の規
三の二第一項の規定によりマンション	三の二第一項の規定によりマンション	定による届出と、別記第三号様式の四に	定による届出と、別記第三号様式の四に
環境性能表示を表示し、又は表示させた	環境性能表示を表示し、又は表示させた	よる建築主等氏名等変更届出書により	よる建築主等氏名等変更届出書により
後、第二十一条第一号又は第二号に掲げ	後、第二十一条第一号又は第二号に掲げ	併せて行わなければならない。	併せて行わなければならない。
る事項に変更が生じたときは、速やか	る事項に変更が生じたときは、速やか	DI C (1145.41) 4014.45.45.	DI C (1145.91) 4019.9 5.9 6
に、規則で定めるところにより、その旨	に、規則で定めるところにより、その旨		
を知事に届け出なければならない。	を知事に届け出なければならない。		
3 知事は、前二項の規定による届出があ	3 知事は、第一項又は前項の規定による	4 知事は、条例第二十三条の三第四項	4 知事は、条例第二十三条の三第四項
ったときは、規則で定めるところによ	届出があったときは、規則で定めるとこ	(条例第二十三条の三の二第二項で準	(条例第二十三条の三の二第二項で準
り、その内容を公表するものとする。	ろにより、その概要を公表することがで	用する場合を含む。)又は第二十三条の	用する場合を含む。)又は第二十三条の
り、ての内容で五衣りもものとりも。	きる。	六第三項の規定による公表の内容が第	六第三項の規定による概要の公表の内
	<u>은 상</u> ,	十三条第一項に規定する建築物等工事 十三条第一項に規定する建築物等工事	
		1 = 310310 311 3200 3 3 2 3 6 10 4 = 1	
		完了届出書の内容と異なる場合で、第十	等工事完了届出書の内容と異なる場合
		三条の三第二項各号に掲げる広告が行	で、第十三条の三第二項各号に掲げる広
		われないと認めるときは、当該建築物等	告が行われないと認めるときは、当該建
		工事完了届出書の内容に基づき、知事が	築物等工事完了届出書の内容に基づき、
		別に定めるところにより当該公表の内	知事が別に定めるところにより当該公
		容を修正することができる。	表の内容を修正することができる。

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
4 マンション環境性能表示建築主及び	4 マンション環境性能表示建築主及び		
マンション販売等受託者は、第一項の変	マンション販売等受託者は、第一項の変		
更が生じたときは、マンションを購入	更が生じたときは、マンションを購入		
し、若しくは賃借しようとする者又は購	し、若しくは賃借しようとする者又は購		
入し、若しくは賃借した者に対して、当	入し、若しくは賃借した者に対して、当		
該変更の内容を説明するよう努めなけ	該変更の内容を説明するよう努めなけ		
ればならない。	ればならない。		
5 特定建築主又は特定建築物工事完了	5 特別大規模特定建築主又は特別大規		
<u>届出者</u> は、環境性能評価書を交付した後	模特定建築物工事完了届出者は、環境性		
に、当該環境性能評価書の内容に変更が	能評価書を交付した後に、当該環境性能		
生じたときは、当該環境性能評価書を交	評価書の内容に変更が生じたときは、当		
付した者に、変更後の環境性能評価書の	該環境性能評価書を交付した者に、変更		
交付及び当該変更の内容の説明を行う	後の環境性能評価書の交付及び当該変		
よう努めなければならない。	更の内容の説明を行うよう努めなけれ		
	ばならない。		

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
(指導及び助言)	(指導及び助言)		
第二十四条 知事は、建築主に対し、当該	第二十四条 知事は、建築主に対し、当該		
建築物等について第二十条(第二十一条	建築物等について第二十条(第二十一条		
の二第二項で準用する場合を含む。) に	の二第二項で準用する場合を含む。) <u>又</u>		
規定する措置の的確な実施を確保する	は第二十条の二(第二十一条の二第二項		
ため必要があると認めるときは、環境へ	で準用する場合を含む。) に規定する措		
の配慮のための措置について必要な指	置の的確な実施を確保するため必要が		
導及び助言を行うことができる。	あると認めるときは、環境への配慮のた		
	めの措置及び再生可能エネルギーの利		
	<u>用に係る事項</u> について必要な指導及び		

- 2 知事は、マンション建築主、特定マンション建築主、マンション環境性能表示建築主又はマンション販売等受託者に対し、そのマンションについて第二十三条の三第一項若しくは第二項(第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)、第二十三条の三の二第一項、第二十三条の五第一項又は第二十三条の六第四項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該マンション及びその敷地に係るマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能の内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。
- 3 知事は、特定建築主<u>又は特定供給事業</u>者に対し、その特定建築物等又は中小規模特定建築物等について第二十条の二から第二十条の四まで、第二十三条の七第一項、第二十三条の八第一項又は第二十三条の九第一項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定建築物等又は中小規模特定建築物等の省エネルギー性

助言を行うことができる。

- 2 知事は、マンション建築主、特定マンション建築主、マンション環境性能表示建築主又はマンション販売等受託者に対し、そのマンションについて第二十三条の三第一項若しくは第二項(第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)、第二十三条の三の二第一項、第二十三条の五第一項又は前条第四項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該マンション及びその敷地に係るマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能の内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。
- 3 知事は、特定建築主に対し、その<u>特定</u> 建築物について第二十条の三に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該<u>特定建築物</u>の省エネルギー性能基準への適合に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準又は電気自動車充電設備整備基準への適合に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

- 4 知事は、特定建築主又は特定建築物工事完了届出者に対し、その非住宅用途特定建築物等について第二十三条の四第一項、第二十三条の五第二項又は第二十三条の六第五項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。
- 5 知事は、建物供給事業者に対し、中小 規模特定建築物等について第二十三条 の十各項に規定する措置の的確な実施 を確保するため必要があると認めると きは、当該中小規模特定建築物等におけ るエネルギーの使用の合理化及び再生 可能エネルギーへの転換並びに電気自 動車充電設備の整備に係る措置に関す る説明等に係る事項について必要な指 導及び助言を行うことができる。

4 知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、その特別大規模特定建築物等について第二十三条の四第一項、第二十三条の五第二項又は前条第五項に規定する措置の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境性能評価書の作成若しくは交付又は内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(新設)

(勧告)

- 第二十五条 知事は、建築物環境計画書若 しくは建築物環境報告書の提出を行う べき者又は第二十二条第一項若しくは 第二項、第二十三条第一項、第二十三条 の三第三項(第二十三条の三の二第二項 で準用する場合を含む。)、第二十三条の 四第二項若しくは第二十三条の六第一 項若しくは第二項の規定による届出を 行うべき者が、正当な理由なく、建築物 環境計画書若しくは建築物環境報告書 の提出又は当該届出を行わない場合は、 その者に対し、相当の期間を定めて、当 該建築物環境計画書若しくは建築物環 境報告書の提出又は当該届出を行うこ とを勧告することができる。
- 条第一項の規定による指導及び助言に 従わず、かつ、当該建築物等の環境への 配慮のための措置が配慮指針に照らし て著しく不十分であると認めるときは、 当該建築主に対し、必要な措置を講ずる ことを勧告することができる。
- 3 知事は、マンション環境性能表示建築 主が、正当な理由なく前条第二項の規定 による指導及び助言(第二十三条の三第 一項及び第二十三条の三の二第一項に 規定する措置に係るものに限る。)に従

(勧告)

- 第二十五条 知事は、建築物環境計画書の 提出を行うべき者又は第二十二条第一 項若しくは第二項、第二十三条第一項、 第二十三条の三第三項(第二十三条の三 の二第二項で準用する場合を含む。)、第 二十三条の四第二項若しくは第二十三 条の六第一項若しくは第二項の規定に よる届出を行うべき者が、正当な理由な く、建築物環境計画書の提出又は当該届 出を行わない場合は、その者に対し、相 当の期間を定めて、当該建築物環境計画 書の提出又は当該届出を行うことを勧 告することができる。
- 2 知事は、建築主が、正当な理由なく前 2 知事は、建築主が、正当な理由なく前 条第一項の規定による指導及び助言に 従わず、かつ、当該建築物等の環境への 配慮のための措置が配慮指針に照らし て著しく不十分であると認めるときは、 当該建築主に対し、必要な措置を講ずる ことを勧告することができる。
  - 3 知事は、マンション環境性能表示建築 主が、正当な理由なく前条第二項の規定 による指導及び助言(第二十三条の三第 一項及び第二十三条の三の二第一項に 規定する措置に係るものに限る。)に従

- わず、かつ、第二十三条の三第一項及び第二十三条の三の二第一項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該マンション環境性能表示建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 4 知事は、特定建築主又は特定供給事業者が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十三条の七第一項、第二十三条の八第一項又は第二十三条の九第一項に規定する措置が省エネルギー性能基準、再生可能エネルギー利用設備設置基準又は電気自動車充電設備整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主又は特定供給事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 5 知事は、特定建築主又は特定建築物工 事完了届出者が、正当な理由なく前条第 四項の規定による指導及び助言(第二十 三条の四第一項に規定する措置に係る ものに限る。)に従わず、かつ、第二十三 条の四第一項の規定による交付を行わ

- わず、かつ、第二十三条の三第一項及び第二十三条の三の二第一項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該マンション環境性能表示建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 4 知事は、特定建築主が、正当な理由なく前条第三項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十条の三に規定する措置が省エネルギー性能基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

5 知事は、特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者が、正当な理由なく前条第四項の規定による指導及び助言(第二十三条の四第一項に規定する措置に係るものに限る。)に従わず、かつ、第二十三条の四第一項の

ないとき又は交付する環境性能評価書が評価書作成基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主又は特定建築物工事完了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

6 知事は、建物供給事業者が、正当な理由なく前条第五項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十三条の十第一項及び第三項の規定による説明等が著しく不十分であると認めるときは、当該建物供給事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

規定による交付を行わないとき又は交付する環境性能評価書が評価書作成基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特別大規模特定建築主又は特別大規模特定建築物工事完了届出者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(新設)

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
		(提出書等の提出)	(提出書等の提出)
		第十三条の五の九 第八十二条の規定に	第十三条の五の二 第八十二条の規定に
		かかわらず、条例第二章第三節の規定に	かかわらず、条例第二章第三節の規定に
		よる提出、届出又は報告に係る書類等の	よる提出、届出又は報告に係る書類等の
		提出、届出又は報告は、提出書又は届出	提出、届出又は報告は、提出書又は届出
		書の正本に磁気ディスク等をもって調	書の正本に磁気ディスク等をもって調
		製するファイルに情報を記録した次に	製するファイルに情報を記録した次に
		掲げる書類等の添付により行うことが	掲げる書類等の添付により行うことが
		できる。	できる。
		一 第十条、第十条の二、第十二条、第	一 第十条、第十条の二、第十二条、第
		十三条、第十三条の三(第十三条の三	十三条、第十三条の三(第十三条の三
		の二で準用する場合を含む。)、第十三	の二で準用する場合を含む。)、第十三
		条の四及び <u>第十三条の五</u> の各条に定	条の四及び <u>前条</u> の各条に定める別記
		める別記様式による提出書又は届出	様式による提出書又は届出書の正本
		書の正本の写し	の写し
		二 第十条、第十条の二、第十二条、第	二 第十条、第十条の二、第十二条、第
		十三条、第十三条の三(第十三条の三	十三条、第十三条の三(第十三条の三
		の二で準用する場合を含む。)、第十三	の二で準用する場合を含む。)、第十三
		条の四及び <u>第十三条の五</u> の各条に定	条の四及び <u>前条</u> の各条に定める別記
		める別記様式による提出書又は届出	様式による提出書又は届出書に添付
		書に添付する関係書類等の正本及び	する関係書類等の正本及びその写し
		その写し	
第六章 雑則	第六章 雑則	(立入検査証等)	(立入検査証等)
(立入調査)	(立入調査)	第八十一条 (現行のとおり)	第八十一条 (略)

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
第百五十三条 (現行のとおり)	第百五十三条 (略)	2 (現行のとおり)	2 (略)
2 (現行のとおり)	2 (略)		
3 知事は、第二十四条、第二十五条及び	3 知事は、第二十四条、第二十五条及び		
第百五十六条第一項の規定の施行に必	第百五十六条第一項の規定の施行に必		
要な限度において、その職員に、建築主、	要な限度において、その職員に、建築主、		
特定建築物工事完了届出者、マンション	特別大規模特定建築物工事完了届出者		
販売等受託者 <u>又は建物供給事業者</u> の同	<u>又は</u> マンション販売等受託者の同意を		
意を得て、その建築物等、事務所その他	得て、その建築物等、事務所その他の場		
の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環	所に立ち入り、配慮指針に基づく環境へ		
境への配慮のための措置 <u>、当該特定建築</u>	の配慮のための措置、マンション環境性		
物等若しくは中小規模特定建築物等に	能表示の表示 <u>又は環境性能評価書の交</u>		
おける省エネルギー性能基準、再生可能	<u>付</u> の実施状況について調査させること		
エネルギー利用設備設置基準若しくは	ができる。		
電気自動車充電設備整備基準に適合す			
<u>るための措置</u> 、マンション環境性能表示			
の表示 <u>、環境性能評価書の交付又はエネ</u>			
ルギーの使用の合理化等に係る措置に			
関する説明等の実施状況について調査			
させることができる。			
4 (現行のとおり)	4 (略)		
5 前各項の規定による調査をする職員	5 前各項の規定による調査をする職員	3 条例第百五十三条第五項の規定によ	3 条例第百五十三条第五項の規定によ
は、その身分を示す証明書を携帯し、当	は、その身分を示す証明書を携帯し、当	る証明書の様式は、別記第三十八号様式	る証明書の様式は、別記第三十八号様式
該各項に規定する者その他の関係人に	該各項に規定する者その他の関係人に	のとおりとする。	のとおりとする。
提示しなければならない。	提示しなければならない。		

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
(報告の徴収)	(報告の徴収)		
第百五十五条 知事は、この条例の施行に	第百五十五条 知事は、この条例の施行に		
必要な限度において、温室効果ガス排出	必要な限度において、温室効果ガス排出		
事業者、口座名義人、登録検証機関、特	事業者、口座名義人、登録検証機関、特		
定エネルギー供給事業者、特定開発事業	定エネルギー供給事業者、特定開発事業		
者、地域エネルギー供給事業者、エネル	者、地域エネルギー供給事業者、エネル		
ギー利用に係る事業者、他の地域エネル	ギー利用に係る事業者、他の地域エネル		
ギー供給事業者、エネルギー供給受入	ギー供給事業者、エネルギー供給受入		
者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、	者、熱供給の受入検討建築主等、建築主、		
特定建築物工事完了届出者、マンション	特別大規模特定建築物工事完了届出者、		
販売等受託者 <u>、建物供給事業者</u> 、特定家	マンション販売等受託者、特定家庭用機		
庭用機器販売事業者又は公害を発生さ	器販売事業者又は公害を発生させ、若し		
せ、若しくは発生させるおそれがある者	くは発生させるおそれがある者に、必要		
に、必要な事項を報告し、又は資料を提	な事項を報告し、又は資料を提出させる		
出させることができる。	ことができる。		
2 (現行のとおり)	2 (略)		
(違反者の公表)	(違反者の公表)		
第百五十六条 知事は、第五条の六第一	第百五十六条 知事は、第五条の六第一		
項、第八条の四第一項、第九条第一項若	項、第八条の四第一項、第九条第一項若		
しくは第二項、第九条の七、第十七条の	しくは第二項、第九条の七、第十七条の		
二十二第一項、第二十五条、第二十五条	二十二第一項、第二十五条、第二十五条		
の八、第三十二条、第三十六条、第四十	の八、第三十二条、第三十六条、第四十		
条、第四十八条、第五十六条又は第百二	条、第四十八条、第五十六条又は第百二		
十条第一項の規定による勧告を受けた	十条第一項の規定による勧告を受けた		

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
者が、正当な理由なく当該勧告に従わな	者が、正当な理由なく当該勧告に従わな		
かったときは、その旨を公表することが	かったときは、その旨を公表することが		
できる。	できる。		
2 (現行のとおり)	2 (略)		
3 (現行のとおり)	3 (略)		
4 知事は、前三項の公表をしようとする	4 知事は、前三項の公表をしようとする		
場合は、当該勧告又は命令を受けた者に	場合は、当該勧告又は命令を受けた者に		
対し、意見を述べ、証拠を提示する機会	対し、意見を述べ、証拠を提示する機会		
を与えるものとする。	を与えるものとする。		
附 則		附 則	
_(施行期日)_		1 この規則は、令和七年四月一日から施	
1 この条例中第一条並びに次項から第		<u>行する。</u>	
五項まで及び第七項の規定は令和六年		2 この規則の施行の際、この規則による	
四月一日から、第二条並びに附則第六項		改正前の都民の健康と安全を確保する	
及び第八項の規定は令和七年四月一日		環境に関する条例施行規則別記第三号	
から施行する。		様式、第三号様式の二及び第五号様式の	
(経過措置)		三による用紙で、現に残存するものは、	
2 第一条の規定の施行の日前に同条の		<u>所要の修正を加え、なお使用することが</u>	
規定による改正前の都民の健康と安全		<u>できる。</u>	
を確保する環境に関する条例(以下「第			
一条による改正前の条例」という。)第九			
条の三の規定によりエネルギー環境計			
画書を提出した特定エネルギー供給事			

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
業者に対する当該エネルギー環境計画			
<u>書に係る第一条による改正前の条例の</u>			
規定の適用については、なお従前の例に			
<u>よる。</u>			
3 第一条の規定の施行の日前に第一条			
による改正前の条例第十七条の七の規			
定によりエネルギー有効利用計画書が			
<u>提出された場合における第一条による</u>			
改正前の条例第十七条の三第一項に規			
定する特定開発事業者、第一条による改			
正前の条例第十七条の十七第一項に規			
定する利用可能エネルギーに係る事業			
者及び同条第二項に規定する他の地域			
エネルギー供給事業者に対する当該工			
ネルギー有効利用計画書に係る第一条			
による改正前の条例の規定の適用につ			
いては、なお従前の例による。			
4 第一条の規定の施行の日前に第一条			
による改正前の条例第十七条の十一第			
一項の規定により地域エネルギー供給			
計画書が提出された場合における第一			
条による改正前の条例第十七条の三第			
一項に規定する特定開発事業者、同項に			
規定する地域エネルギー供給事業者、第			

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
<u>一条による改正前の条例第十七条の十</u>			
七第一項に規定する利用可能エネルギ			
<u>ーに係る事業者、同条第二項に規定する</u>			
他の地域エネルギー供給事業者、同条第			
三項に規定する熱電併給設備を設置し			
ようとする事業者、同条第四項に規定す			
る熱電併給設備の所有者又は管理者及			
び同条第五項に規定するエネルギー供			
給受入者に対する当該地域エネルギー			
供給計画書に係る第一条による改正前			
<u>の条例の規定の適用については、なお従</u>			
前の例による。			
5 第一条の規定の施行の日前に第一条			
による改正前の条例第二十一条又は第			
二十一条の二第一項の規定により建築			
物環境計画書を提出した建築主に対す			
る当該建築物環境計画書に係る第一条			
による改正前の条例の規定の適用につ			
いては、なお従前の例による。			
6 第二条の規定の施行の日前に同条の			
規定による改正前の都民の健康と安全			
を確保する環境に関する条例(以下「第			
<u>二条による改正前の条例」という。)第二</u>			
十一条又は第二十一条の二第一項の規			

条例(改正案)	条例(現行)	条例施行規則(改正案)	条例施行規則(現行)
定により建築物環境計画書を提出した			
建築主に対する当該建築物環境計画書			
に係る第二条による改正前の条例の規			
定の適用については、なお従前の例によ			
<u>る。</u>			
7 第一条の規定の施行前にした行為及			
び附則第二項から第五項までの規定に			
よりなお従前の例によることとされる			
場合における同条の規定の施行後にし			
た行為に対する罰則の適用については、			
なお従前の例による。			
8 第二条の規定の施行前にした行為及			
び附則第六項の規定によりなお従前の			
例によることとされる場合における同			
条の規定の施行後にした行為に対する			
<u>罰則の適用については、なお従前の例に</u>			
<u> </u>			

## 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則 (平成13年東京都規則第34号、令和4年東京都規則第24号最終改正) 別表及び別記様式 新旧対照表

### 改正案 現行

別表第一の五 省エネルギー性能基準 (第九条の二及び第十三条の五の二関係)

一 特定建築物(住宅の用途に供する部分に限る。)における省エネルギー性能基準

基準				
		地域区分四におけ	地域区分五、六又         は七における特定         建築物	地域区分八におけ
<u>建築物の熱負</u> 荷の低減に関 する基準(イ	<u>1</u>	外皮平均熱貫流率       外皮平均熱貫流率         が○・七五以下で       が○・八七以下で         あること。       あること。		
<u>又は口のいず</u> れかに適合す <u>ること。)</u>	П	住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成二十八年国土交通省告示第二百六十六号。以下「住宅仕様基準」という。)第一項(1)、(2)及び(3)イに適合すること。		
<u>設備システム</u> のエネルギー	<u>1</u>	住宅用途BEIが一	・・〇以下であること。	_
利用の低減に 関する基準 (イ又はロの いずれかに適 合すること。)	<u> </u>	住宅仕様基準第二項	に適合すること。	

別表第一の五 省エネルギー性能基準(第九条の二関係)

基準	区分			
	イ 病院等、飲食店	ロ 事務所等、ホテ	ハ 工場等の用途に	
	等又は集会所等の	ル等、百貨店等又	供する部分	
	用途に供する部分	は学校等の用途に		
		供する部分		
建築物の熱負荷の低	BPIが一・○以下	BPIが一・○以下		
減に関する基準	であること。	であること。		
設備システムのエネ	非住宅用途BEIが	非住宅用途BEIが	非住宅用途BEIが	
ルギー利用の低減に	○・八五以下である	○・八以下であるこ	○・七五以下である	
関する基準	こと。	と。	こと。	

#### 二 特定建築物(住宅以外の用途に供する部分に限る。)における省エネルギー性能基準

基準	区分			
	イ 病院等、飲食店	ロ 事務所等、ホテ	ハ 工場等の用途に	
	等又は集会所等の	ル等、百貨店等又	供する部分	
	用途に供する部分	は学校等の用途に		
		供する部分		
建築物の熱負荷の低	BPIが一・○以下	BPIが一・○以下		
減に関する基準	であること。	であること。		
設備システムのエネ	非住宅用途BEIが	非住宅用途BEIが	非住宅用途BEIが	
ルギー利用の低減に	○・八五以下である	○・八以下であるこ	〇・七五以下である	
関する基準	こと。	と。	こと。	

# 三 中小規模特定建築物(住宅の用途に供する部分に限る。)における省エネルギー性能 基準

基準	<u>区分</u>				
	イ 建築物省エ	ロ 建築物省エ	ハ 建築物省工	ニ 第九条の二第一	
	ネ法第二十八	ネ法第三十一	<u>ネ法第二十八</u>	項第一号に規定す	
	条第一項に規	条第一項に規	条第二項に規	る用途に供する部	
	定する特定一	定する特定一	定する特定共	<u>分(イからハまで</u>	
	戸建て住宅建	戸建て建設工	同住宅等建築	に規定するものを	
	築主が新築す	事業者が新た	主又は建築物	<u>除く。)</u>	
	る同項に規定	に建設する同	省エネ法第三		
	する分譲型一	項に規定する	十一条第二項		

	戸建て規格住	請負型一戸建	に規定する特	
	デース で		定共同住宅等	
	<u>するもの</u>	用途に供する	建設工事業者	
		<u>もの</u>	が新たに建設	
			する長屋又は	
			共同住宅の用	
			途に供する部	
			<u>分</u>	
建築物の熱負荷	外皮平均熱貫流	率が○・八七以↑	・(地域区分四に	外皮平均熱貫流率が
の低減に関する	おける中小規模	特定建築物につい	ヾては○・七五以	○・八七以下(地域
<u>基準</u>	下) であること	<u> </u>		区分四における中小
				規模特定建築物につ
				いては○・七五以
				下) であること又は
				住宅仕様基準第一項
				(1)、(2)及び(3)イに適
				合すること。
 設備システムの	住宅用途BE	住宅用途BEI	住宅用途BEI	 住宅用途BEIが
エネルギー利用		が○・八以下で		<ul><li>一・○以下であるこ</li></ul>
の低減に関する		あること。	あること。	と又は住宅仕様基準
基準		<u> </u>	<u> </u>	第二項に適合するこ
<u> </u>	<u>と。</u>			
				<u>Ł.</u>

四 中小規模特定建築物(住宅以外の用途に供する部分に限る。)における省エネルギー 性能基準

<u>基準</u>		<u>区分</u>
	第九条の二第一項第二号から第	第九条の二第一項第九号に規定する
	八号までに規定する用途に供す	用途に供する部分
	る部分	
建築物の熱負荷	BPIが一・○以下であるこ	1
の低減に関する	<u>Ł.</u>	
<u>基準</u>		
設備システムの	非住宅用途BEIが一・○以下	非住宅用途BEIが一・○以下であ
エネルギー利用	であること。	<u>ること。</u>
の低減に関する		
<u>基準</u>		

#### 備考

- 一 地域区分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法 等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号。以下「基準告示」と いう。)別表第十に掲げる地域の区分をいう。
- 二 外皮平均熱貫流率とは、次のいずれかの値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄に掲げる用途に供する建築物(特定建築物における増築の場合にあっては増築部分に限る。以下同じ。)の場合にあっては、(→の値をいう。
  - (一) 建築物の単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)の内外の温度差一度当たりの総熱損失量(換気による熱損失量を除く。以下同じ。)を当該単位住戸

備考

- の外皮(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分をいう。)に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根)、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下同じ。)の面積で除して得た値をいう。
- □ 外皮性能モデル住宅(国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率の算出に 用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。)の単位住戸の内外の温度差 一度当たりの総熱損失量を当該単位住戸の外皮の面積で除して得た値をいう。
- 三 住宅用途BEIとは、次のいずれかの値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄に掲げる用途に供する建築物の場合にあっては、(→)の値をいう。
  - ─ 建築物(一の項の表の適用においては、共用部分を含む。□において同じ。)の設計一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第四条中EMを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)を基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第五条中EMを加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。)で除して得た値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄における住宅用途BEIは、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表イからハまでの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。
  - □ 建築物の一次エネルギー消費量モデル住宅(国土交通大臣が設備に応じて住宅 部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるも のをいう。以下□において同じ。)の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネル ギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量で除して得た値をいう。

- 四 BPIとは、次のいずれかの値をいう。
  - (一) 建築物の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷(基準告示第一 三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計(単位平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(二) 建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物(非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(二)において同じ。) の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

- BPIとは、次のいずれかの値をいう。
  - ─ 特定建築物(増築の場合にあっては増築部分に限る。以下同じ。)の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号)第一三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。
  - (二) 特定建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物(非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下口において同じ。)の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあっては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

- (三) 基準省令第十条第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるBPIの値
- 五 非住宅用途BEIとは、次のいずれかの値をいう。
  - (→) 建築物の設計一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第二条中EMを加える部分を除いて算出したものをいう。
     (二)において同じ。)を基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第三条中Bを乗じる部分及びEMを加える部分を除いて算出したものをいう。(二)において同じ。)で除して得た値とする。
  - (二) <u>建築物</u>の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物(国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。
  - (三) 基準省令第一条第一項第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるBEIの値
- <u>六</u> 二の項の表にかかわらず、特定建築物を同表イからハまでの欄に掲げる用途のうち二以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準は、次のいずれかとする。
  - (→) 各用途に供する部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第二条により算出したものをいう。□において同じ。)を合計して得た数値が、各用途に供する部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第三条中Bの値を当該用途に供する部分に応じて同表に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準に係る非住宅用途BEIの上限値に読み替えて算出したものをいう。□において同じ。)を合計して得た数値を

- (三) 基準省令第十条第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるBPIの値
- 二 非住宅用途BEIとは、次のいずれかの値をいう。
  - (→) 特定建築物の設計一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第二条中E<sub>M</sub>を加える部分を除いて算出したものをいう。□において同じ。)を基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第三条中Bを乗じる部分及びE<sub>M</sub>を加える部分を除いて算出したものをいう。□において同じ。)で除して得た値とする。
  - (二) 特定建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物(国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。
  - (三) 基準省令第一条第一項第一号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法において算出されるBEIの値
- 三 <u>この表</u>にかかわらず、特定建築物を同表イからハまでの欄に掲げる用途のうち二 以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基 準は、次のいずれかとする。
- (→) 各用途に供する部分ごとに算出した設計一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第二条により算出したものをいう。(□において同じ。)を合計して得た数値が、各用途に供する部分ごとに算出した基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第三条中Bの値を当該用途に供する部分に応じて同表に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準に係る非住宅用途BEIの上限値に読み替えて算出したものをいう。(□において同じ。)を合計して得た数値を超えな

超えないこと。  (二) 特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに 算出した設計一次エネルギー消費量を合計して得た数値が、当該特定建築物の各用 途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エネルギー消費量を合計して得た数値を超えないこと。	いこと。 <ul><li>(二) 特定建築物の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに 算出した設計一次エネルギー消費量を合計して得た数値が、当該特定建築物の各用 途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した基準一次エ ネルギー消費量を合計して得た数値を超えないこと。</li></ul>
別記第一号様式から別記第二号様式の二十八まで (現行のとおり)	別記第一号様式から別記第二号様式の二十八まで (略)
別記第三号様式の二 第10条関係	別記第三号様式の二 第10条関係、再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討
別記第三号様式の三から別記第五号様式の二まで (現行のとおり)	<u>状況など</u>
別記第五号様式の三 特定建築物	別記第三号様式の三から別記第五号様式の二まで (略)
別記第五号様式の四から別記第三十九号様式まで (現行のとおり)	別記第五号様式の三 特別大規模特定建築物
	別記第五号様式の四から別記第三十九号様式まで (略)